

第4章 議会と執行機関の関係

(質問)

第8条 議会の会議における議員と市長等の質疑応答は、論点及び争点を明確にして行わなければならない。

- 2 議員の質問等に対し答弁をする者は、本会議にあっては、議長の、委員会(法第109条に規定する常任委員会(以下「常任委員会」という。),法第109条の2に規定する議会運営委員会及び法110条に規定する特別委員会をいう。以下同じ。)にあっては、委員長の許可を得て反問することができる。
- 3 議員は、本会議の会期中又は閉会中にかかわらず、議長を経由して市長等に対し文書で質問を行うことができる。この場合において、市長等に対し文書による回答を求めるものとする。

[第8条解説] 議会の会議では、議員からの質問や質疑に対して市長等が答弁を行います。この場合、質問や質疑の内容が不明確であった場合、議員が知りたいことを聞けないばかりか、傍聴される方にも議論がわかりにくいものとなってしまいます。

そこで、第1項では、議員と市長等の質疑応答について、その論点や争点を互いに明確にすることを義務付けています。

また、第2項では、本会議や委員会における答弁する者の反問権の付与を定義しています。

これにより市長等は、質問や質疑を行った議員に対し、質問の趣旨の確認をすることができ、議論を明確にすることができます。また、反問には、市長等から議員の考え方を問い合わせたり、対案の提示を求める、「反論」も含まれます。

これにより、本会議・委員会における議員と市長等との議論が深まることが期待されます。

第3項は、議員が議長を経由して、市の一般事務に関して文書質問できることを規定した条文です。文書質問については通年で隨時できることとし、市長等に文書回答することを求めています。

(政策提案の説明要求)

第9条 議会は、市長が提案する重要な政策、計画、事業等(以下本条において「政策等」という。)について、市長に対し、次の各号に掲げる事項等の説明を求めるものとする。

- (1) 政策等の背景、目的及び効果
- (2) 総合計画等における位置付け又は政策等の提案の根拠
- (3) 関係する法令、条例等
- (4) 政策等の実施に係る財源措置及びコスト計算

[第9条解説] 議会は、市長が重要政策等を提案しようとするときは、その背景・目的・効果、総合計画等における位置付けや政策等の提案根拠、関係する法令や条例等との関係、実施にあたっての財源や将来にわたってのコストといった事項を、議会での審議に必要な情報として、説明を求めるなどを定めています。これによって、提出される政策等に対して、より詳細な審査や議論を行うことができると考えられます。

(予算及び決算における政策説明)

第10条 議会は、予算及び決算の審議に当たっては、市長に対し、施策別又は事業別の説明を求めるものとする。

[第10条解説] ここでは市政の重要な事項である予算・決算を審議する際に、第9条の趣旨に応じたわかりやすい説明をすることを定めています。具体的には、審議に要する説明資料等を、よりわかりやすくすることなどが考えられます。

第5章 議会の組織・会議の運営

(議員定数)

第11条 議員の定数は、人口、面積、財政力及び市の事業課題を考慮して、定めるものとする。

- 2 議員の定数の変更に当たっては、市政の現状と課題及び将来の予測と展望を十分に考慮するものとする。